岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例(平成12年岩手県条例第17号)の一部を次のように改正する。

	改正前					改正後							
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)									
風俗営業等の規制及び	業務の適正値	ヒ等に関する法律関	係事務手数料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料									
事務	名称	金額	指定試験機関等		事務	名	称	金	額	指定試験機関等			
1 風俗営業等の規制及					1 風俗営業等の規制及								
び業務の適正化等に関					び業務の適正化等に関								
する法律(昭和23年法					する法律(昭和23年法								
律第122号。以下この					律第122号。以下この								
表において「法」とい					表において「法」とい								
う。)第3条第1項の					う。)第3条第1項の								
風俗営業の許可					風俗営業の許可								
(1) ぱちんこ屋又は					(1) ぱちんこ屋又は								
風俗営業等の規制及					風俗営業等の規制及								
び業務の適正化等に					び業務の適正化等に								
関する法律施行令(関する法律施行令(
昭和59年政令第319					昭和59年政令第319								
号。以下この表にお					号。以下この表にお								
いて「政令」という					いて「政令」という								
。)第7条の営業に					。) 第7条の営業に								
ついて許可を受けよ					ついて許可を受けよ								

うとする場合				うとす	る場合			
ア 3月以内の期間	[略]	16,000円		ア 3	月以内の期間	[略]	15,000円	
を限って営む営業		(営業所に設置す		を限	って営む営業		(営業所に設置す	
		る遊技機に認定を					る遊技機に認定を	
		受けない遊技機が					受けない遊技機 <u>(</u>	
		あるときは、 <u>遊技</u>					以下この表におい	
		機1台ごとに知事					て「未認定遊技機	
		が別に定める額を					<u>」という。)</u> があ	
		加算した額)					るときは、 <u>2,800円</u>	
							<u>(検定を受けた型</u>	
							式の未認定遊技機	
							以外の未認定遊技	
							機(以下この表に	
							おいて「特定未認	
							定遊技機」という	
							。) がある場合に	
							あっては、5,600円	
							に当該特定未認定	
							遊技機の型式の数	
							を2,400円に乗じて	
							得た額を加算した	
							額)を加算した額	
							に、未認定遊技機	
							1台ごとに知事が	
							別に定める額を加	
							算した額)	
イ その他の営業	[略]	27,000円		イそ	の他の営業	[略]	25,000円	

I		1 (34 38)	l I	1 1	1			
		(営業所に設置す					(営業所に設置す	
		る遊技機に認定を					る遊技機に未認定	
		受けない遊技機が					<u>遊技機</u> があるとき	
		あるときは、 <u>遊技</u>					は、2,800円(特定	
		機1台ごとに知事					未認定遊技機があ	
		が別に定める額を					る場合にあっては	
		加算した額)					、5,600円に当該特	
							定未認定遊技機の	
							型式の数を2,400円	
							に乗じて得た額を	
							加算した額)を加	
							算した額に、未認	
							定遊技機1台ごと	
							に知事が別に定め	
							る額を加算した額	
)	
(2) ぱちんこ屋又は					(2) ぱちんこ屋又は			
政令第7条の営業以					政令第7条の営業以			
外の風俗営業につい					外の風俗営業につい			
て許可を受けようと					て許可を受けようと			
する場合					する場合			
ア 3月以内の期間	[略]	15,000円			ア 3月以内の期間	[略]	14,000円	
を限って営む営業	L 바다. 기	15,000			を限って営む営業	「味口。」	14,000	
	Γ∭∕∂٦	97 000				Γμν∕σΊ	94 000 []	
イーその他の営業	[略]	27,000円			イーその他の営業	[略]	24,000円	
[略]					[略]		<u> </u>	
9 法第20条第2項の遊					9 法第20条第2項の遊			
技機の認定					技機の認定			

(1) 法第20条第5項	[略]	遊技機	(1) 法第20条第5項	[略]	遊技機
の指定試験機関が行		1台 2,700円	の指定試験機関が行		1台 2,200円
う試験を受けた遊技			う <u>認定に必要な</u> 試験		
機の認定			(以下「遊技機試験		
			<u>」という。)</u> を受け		
			た遊技機の認定		
(2) 法第20条第4項	[略]	遊技機	(2) 法第20条第4項	[略]	遊技機
の検定を受けた型式		1台 2,720円	の検定を受けた型式		1台 4,340円
の遊技機の認定			の遊技機 <u>(遊技機</u> 試		
			<u>験を受けたものを除</u>		
			<u>く。)</u> の認定		
(3) (1)又は(2)に			(3) (1)又は(2)に		
掲げる遊技機以外の			掲げる遊技機以外の		
遊技機の認定			遊技機の認定		
ア ぱちんこ遊技機			ア ぱちんこ遊技機		
(ア) 入賞を容易	[略]	遊技機(マイクロ	(ア) 入賞を容易	[略]	遊技機(マイクロ
にするための装		プロセッサーを内	にするための装		プロセッサーを内
置であって遊技		蔵するもの)	置であって遊技		蔵するもの)
機の認定及び型		1台 31,700円	機の認定及び型		1台 35,000円
式の検定等に関		遊技機(マイクロ	式の検定等に関		遊技機(マイクロ
する規則(昭和		プロセッサーを内	する規則(昭和		プロセッサーを内
60年国家公安委		蔵しないもの)	60年国家公安委		蔵しないもの)
員会規則第4号		1台 8,200円	員会規則第4号		1台 16,300円
)で定めるもの)で定めるもの		
(以下「特定装			(以下「特定装		
置」という。)			置」という。)		
が設けられてい			が設けられてい		

るもの(当該特			1.1		るもの(当該特			
定装置を連続し					定装置を連続し			
て作動させるこ					て作動させるこ			
とができるもの					とができるもの			
に限る。)					に限る。)			
(イ) 特定装置が	[略]	遊技機(マイクロ			(イ) 特定装置が	[略]	遊技機(マイクロ	
						[台叫]		
設けられている		プロセッサーを内			設けられている		プロセッサーを内	
もの ((ア)に掲		蔵するもの)			もの ((ア)に掲		蔵するもの)	
げるものを除く		1台 24,700円			げるものを除く		1台 29,000円	
。)		遊技機(マイクロ			。)		遊技機(マイクロ	
		プロセッサーを内					プロセッサーを内	
		蔵しないもの)					蔵しないもの)	
		1台 8,200円					1台 16,300円	
(ウ) (ア)又は	[略]	遊技機			(ウ) (ア)又は	[略]	遊技機	
(イ)に掲げるも		1台 5,900円			(イ)に掲げるも		1台 14,400円	
の以外のもの					の以外のもの			
イ 回胴式遊技機	[略]	遊技機(マイクロ		イ	回胴式遊技機	[略]	遊技機(マイクロ	
		プロセッサーを内					プロセッサーを内	
		蔵するもの)					蔵するもの)	
		1台 59,700円					1台 59,000円	
		遊技機(マイクロ					遊技機(マイクロ	
		プロセッサーを内					プロセッサーを内	
		蔵しないもの)					蔵しないもの)	
		1台 14,700円					1台 23,000円	
ウ アレンジボール	[略]	遊技機(マイクロ		ウ	アレンジボール	[略]	遊技機(マイクロ	
遊技機	= /·=	プロセッサーを内			遊技機	_ ·· -	プロセッサーを内	
		蔵するもの)					蔵するもの)	
		/54 / 2 0 - 2 /		I	ļ		/ D U + 2 /	

		1台 30,700円					1台 35,000円	
		遊技機(マイクロ					遊技機(マイクロ	
		プロセッサーを内					プロセッサーを内	
		蔵しないもの)					蔵しないもの)	
		1台 10,800円					1台 19,000円	
エ じゃん球遊技機	[略]	遊技機(マイクロ			エ じゃん球遊技機	[略]	遊技機(マイクロ	
		プロセッサーを内					プロセッサーを内	
		蔵するもの)					蔵するもの)	
		1台 30,700円					1台 35,000円	
		遊技機(マイクロ					遊技機(マイクロ	
		プロセッサーを内					プロセッサーを内	
		蔵しないもの)					蔵しないもの)	
		1台 10,800円					1台 19,000円	
オ アから工に掲げ	[略]	遊技機(マイクロ			オ アからエまでに	[略]	遊技機(マイクロ	
る遊技機以外の遊		プロセッサーを内			掲げる遊技機以外		プロセッサーを内	
技機		蔵するもの)			の遊技機		蔵するもの)	
		1台 24,700円					1台 29,000円	
		遊技機(マイクロ					遊技機(マイクロ	
		プロセッサーを内					プロセッサーを内	
		蔵しないもの)					蔵しないもの)	
		1台 3,680円					1台 12,600円	
10 法第20条第4項の遊					10 法第20条第4項の遊			
技機の型式検定					技機の型式の検定			
(1) 指定試験機関が	[略]	遊技機			 (1) 指定試験機関が	[略]	遊技機	
行う試験を受けた型		1台 6,300円			行う検定に必要な試		1台 3,900円	
式の検定					験(以下この表にお			
					いて「型式試験」と			
I I		1	I	1 1			Į	l

(2) 他の都道府県公 安委員会の検定を受 けた型式(<u>指定試験</u> 機関が行う試験を受 けたものを除く。) の検定	[略]	遊技機 1 台 <u>18,000円</u>	いう。)を受けた型式の検定(2)他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)の検定	[略]	遊技機 1 台 6,300円	
(3) (1)又は(2)の型式以外の型式の検定			(3) (1)又は(2)の型式以外の型式の検定			
ア ぱちんこ遊技機 (ア) 特定装置が 設けられている もの(当該特定	[略]	遊技機(マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの)	ア ぱちんこ遊技機(ア) 特定装置が設けられているもの(当該特定	[略]	遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの)	
装置を連続して 作動させること ができるものに		1台 <u>1,530,000円</u> 遊技機(マイクロ プロセッサーを内	装置を連続して 作動させること ができるものに		1台 <u>1,435,000円</u> 遊技機(マイクロ プロセッサーを内	
限る。) (イ) 特定装置が かけられている	[略]	蔵しないもの) 1台 <u>296,000円</u> 遊技機 (マイクロ	限る。) (イ) 特定装置が まれたなっている	[略]	蔵しないもの) 1台 <u>438,000円</u> 遊技機 (マイクロ	
設けられている もの ((ア)に掲 げるものを除く 。)		プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 <u>1,141,000円</u> 遊技機(マイクロ	設けられている もの ((ア)に掲 げるものを除く 。)		プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 <u>1,128,000円</u> 遊技機 (マイクロ	
o /		プロセッサーを内蔵しないもの)	0 /		プロセッサーを内蔵しないもの)	

(ウ) (ア) 又は (イ)に掲げるも の以外のもの イ 回胴式遊技機 「南 174,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 「中 174,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 「略 1 238,000円 近技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 「略 1 238,000円 近技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 「略 1 238,000円 近技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 「略 1 238,000円 近技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 「			I	 1 1	Í		1	
(イ)に掲げるも の以外のもの イ 同胴式遊技機 [略] 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 横するもの)			1台 296,000円					
の以外のもの イ 回胴式遊技機	(ウ) (ア)又は	[略]	遊技機		(ウ) (ア)又は	[略]	遊技機	
イ 回胴式遊技機	(イ)に掲げるも		1台 174,000円		(イ)に掲げるも		1台 338,000円	
プロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,816,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 399,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 399,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,193,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,193,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 1,193,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 1,192,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,192,000円 超技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,192,000円	の以外のもの				の以外のもの			
放するもの) 1台 1,816,000円 遊技機 (マイクロ	イ 回胴式遊技機	[略]	遊技機(マイクロ		イ 回胴式遊技機	[略]	遊技機(マイクロ	
1台 1,816,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 399,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 399,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,193,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 1,148,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 近技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 1,147,000円 近技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,147,000円			プロセッサーを内				プロセッサーを内	
遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 399,000円 遊技機 (マイクロ 遊技機 (マイクロ がは機 (マイクロ がするもの) 1台 1,193,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,193,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 482,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 482,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 482,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 482,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 1,147,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 1,17,000円			蔵するもの)				蔵するもの)	
プロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 399,000円 遊技機 (マイクロ がは機 (マイクロ がはといもの) 1 台 1,193,000円 がは機 (マイクロ がロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 がは機 (マイクロ プロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 がは機 (マイクロ プロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 がは機 (マイクロ プロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,192,000円 がは機 (マイクロ プロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,192,000円			1台 1,816,000円				1台 1,621,000円	
蔵しないもの) 1台 399,000円 遊技機 (マイクロ 遊技機 (マイクロ がロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,193,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 1,48,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 482,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,192,000円 ガロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,192,000円			遊技機(マイクロ				遊技機(マイクロ	
1台 399,000円 遊技機 (マイクロ 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,193,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,147,000円 1台 1,147,00円 1台 1,147,00円 1台 1,147,00円 1台 1,147,00円 1台 1,14			プロセッサーを内				プロセッサーを内	
ウ アレンジボール 遊技機 「略] 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内蔵するもの) ウ アレンジボール 遊技機 「略] 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,193,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 482,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) エ じゃん球遊技機 「略] 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,192,000円 エ じゃん球遊技機 「略] 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,192,000円 1 台 1,147,000円			蔵しないもの)				蔵しないもの)	
遊技機 プロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,193,000円 遊技機 プロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,192,000円			1台 399,000円				1台 479,000円	
蔵するもの)	ウ アレンジボール	[略]	遊技機(マイクロ		ウ アレンジボール	[略]	遊技機(マイクロ	
1 台 1,193,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵しないもの) 1 台 349,000円 正 じゃん球遊技機 [略] 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1 台 1,192,000円	遊技機		プロセッサーを内		遊技機		プロセッサーを内	
遊技機 (マイクロ プロセッサーを内蔵しないもの) 1台 349,000円 エ じゃん球遊技機 [略] 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内蔵するもの) 1台 1,192,000円			蔵するもの)				蔵するもの)	
プロセッサーを内蔵しないもの) 1 台 349,000円 エ じゃん球遊技機 [略] 遊技機 (マイクロプロセッサーを内蔵するもの) 1 台 1,192,000円			1台 1,193,000円				1台 1,148,000円	
蔵しないもの) 1台 349,000円 正 じゃん球遊技機 下 じゃん球遊技機 下 じゃん球遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,192,000円 1台 1,147,000円 1台 1,147,000円			遊技機(マイクロ				遊技機(マイクロ	
エ じゃん球遊技機 [略] 1台 349,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,192,000円 エ じゃん球遊技機 [略] 1台 482,000円 遊技機 (マイクロ プロセッサーを内 蔵するもの) 1台 1,147,000円			プロセッサーを内				プロセッサーを内	
エ じゃん球遊技機			蔵しないもの)				蔵しないもの)	
プロセッサーを内 蔵するもの) 1 台 1,192,000円			1台 349,000円				1台 482,000円	
蔵するもの) 1 台 1,192,000円	エ じゃん球遊技機	[略]	遊技機(マイクロ		エ じゃん球遊技機	[略]	遊技機(マイクロ	
1 台 1,192,000円			プロセッサーを内				プロセッサーを内	
			蔵するもの)				蔵するもの)	
745 LE 1016 /			1台 1,192,000円				1台 1,147,000円	
			遊技機(マイクロ				遊技機(マイクロ	
プロセッサーを内			プロセッサーを内				プロセッサーを内	
蔵しないもの) 蔵しないもの)			蔵しないもの)				蔵しないもの)	

		1台 348,000円				1台 481,000円	
11 法第20条第5項の遊				11 法第20条第5項の遊			
技機試験				技機試験			
(1) ぱちんこ遊技機				(1) ぱちんこ遊技機			
ア 特定装置が設け	[略]	遊技機(マイクロ	財団法人保安	ア 特定装置が設け	[略]	遊技機(マイクロ	一般財団法人
られているもの(プロセッサーを内	電子通信技術	られているもの(プロセッサーを内	保安通信協会
当該特定装置を連		蔵するもの)	協会(昭和57	当該特定装置を連		蔵するもの)	
続して作動させる		1台 32,300円	年5月1日に	続して作動させる		1台 43,300円	
ことができるもの			財団法人保安	ことができるもの			
に限る。)			電子通信技術	に限る。)			
			協会という名				
			称で設立され				
			た法人をいう				
			。以下同じ。				
			<u>) </u>				
		遊技機(マイクロ	財団法人保安			遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術			プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵しないもの)	<u>協会</u>			蔵しないもの)	
		1台 8,100円				1台 23,100円	
イ 特定装置が設け	[略]	遊技機(マイクロ	財団法人保安	イ 特定装置が設け	[略]	遊技機(マイクロ	一般財団法人
られているもの(プロセッサーを内	電子通信技術	られているもの(プロセッサーを内	保安通信協会
アに掲げるものを		蔵するもの)	<u>協会</u>	アに掲げるものを		蔵するもの)	
除く。)		1台 25,300円		除く。)		1台 36,300円	
		遊技機(マイクロ	財団法人保安			遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術			プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵しないもの)	<u>協会</u>			蔵しないもの)	
		1台 8,100円				1台 23,000円	

ウ ア又はイに掲げ	[略]	遊技機	財団法人保安	ウア又は	はイに掲げ	[略]	遊技機	一般財団法人
るもの以外のもの		1台 5,700円	電子通信技術	るもの以	以外のもの		1台 21,000円	保安通信協会
			協会					
(2) 回胴式遊技機	[略]	遊技機(マイクロ	財団法人保安	(2) 回胴式	弌遊技機	[略]	遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術				プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵するもの)	協会				蔵するもの)	
		1台 62,300円					1台 68,300円	
		遊技機(マイクロ	財団法人保安				遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術				プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵しないもの)	協会				蔵しないもの)	
		1台 15,300円					1台 30,300円	
(3) アレンジボール	[略]	遊技機(マイクロ	財団法人保安	(3) アレン	ノジボール	[略]	遊技機(マイクロ	一般財団法人
遊技機		プロセッサーを内	電子通信技術	遊技機			プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵するもの)	協会				蔵するもの)	
		1台 31,300円					1台 42,300円	
		遊技機(マイクロ	財団法人保安				遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術				プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵しないもの)	協会				蔵しないもの)	
		1台 10,800円					1台 26,300円	
(4) じゃん球遊技機	[略]	遊技機(マイクロ	財団法人保安	(4) じゃん	い球遊技機	[略]	遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術				プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵するもの)	<u>協会</u>				蔵するもの)	
		1台 31,300円					1台 42,300円	
		遊技機(マイクロ	財団法人保安				遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術				プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵しないもの)	協会				蔵しないもの)	
		1台 10,800円					1台 26,300円	

(5) (1)から(4)ま	[略]	遊技機(マイクロ	財団法人保安	(5) (1)から(4)ま	[略]	遊技機(マイクロ	一般財団法人
でに掲げる遊技機以		プロセッサーを内		でに掲げる遊技機以		プロセッサーを内	保安通信協会
外の遊技機		蔵するもの)	協会	外の遊技機		蔵するもの)	
		1台 25,300円				1台 36,300円	
		遊技機(マイクロ	財団法人保安			遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術			プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵しないもの)	<u>協会</u>			蔵しないもの)	
		1台 3,300円				1台 19,100円	
12 法第20条第5項の型				12 法第20条第5項の型			
式試験				式試験			
(1) ぱちんこ遊技機				(1) ぱちんこ遊技機			
ア 特定装置が設け	[略]	遊技機(マイクロ	財団法人保安	ア 特定装置が設け	[略]	遊技機(マイクロ	一般財団法人
られているもの(プロセッサーを内	電子通信技術	られているもの(プロセッサーを内	保安通信協会
当該特定装置を連		蔵するもの)	協会	当該特定装置を連		蔵するもの)	
続して作動させる		1台 1,524,200円		続して作動させる		1台 1,442,000円	
ことができるもの		遊技機(マイクロ	財団法人保安	ことができるもの		遊技機(マイクロ	一般財団法人
に限る。)		プロセッサーを内	電子通信技術	に限る。)		プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵しないもの)	<u>協会</u>			蔵しないもの)	
		1台 290,200円				1台 445,000円	
イ 特定装置が設け	[略]	遊技機(マイクロ	財団法人保安	イ 特定装置が設け	[略]	遊技機(マイクロ	一般財団法人
られているもの(プロセッサーを内	電子通信技術	られているもの(プロセッサーを内	保安通信協会
アに掲げるものを		蔵するもの)	協会	アに掲げるものを		蔵するもの)	
除く。)		1台 1,135,200円		除く。)		1台 1,135,000円	
		遊技機(マイクロ	財団法人保安			遊技機(マイクロ	一般財団法人
		プロセッサーを内	電子通信技術			プロセッサーを内	保安通信協会
		蔵しないもの)	<u>協会</u>			蔵しないもの)	
		1台 290,200円				1台 445,000円	

ウア又	はイに掲げ [[略]	遊技機		財団法人保安	ウ	ア又はイに掲げ	[略]	遊技機		一般財団法人
るもの	以外のもの		1台	168, 200円	電子通信技術	る	もの以外のもの		1台	345,000円	保安通信協会
					協会						
(2) 回胴	式遊技機 [[略]	遊技機	(マイクロ	財団法人保安	(2)	回胴式遊技機	[略]	遊技機	(マイクロ	一般財団法人
			プロセッ	ッサーを内	電子通信技術				プロセ	ッサーを内	保安通信協会
			蔵するも	,の)	協会				蔵するも	5の)	
			1台 1	,810,200円					1台 1	, 628, 000円	
			遊技機	(マイクロ	財団法人保安				遊技機	(マイクロ	一般財団法人
			プロセッ	ッサーを内	電子通信技術				プロセ	ッサーを内	保安通信協会
			蔵しない	もの)	協会				蔵しない	いもの)	
			1台	393, 200円					1台	486,000円	
(3) アレ	ンジボール [[略]	遊技機	(マイクロ	財団法人保安	(3)	アレンジボール	[略]	遊技機	(マイクロ	一般財団法人
遊技機			プロセッ	ッサーを内	電子通信技術	遊技	機		プロセ	ッサーを内	保安通信協会
			蔵するも	,の)	協会				蔵するも	5の)	
			1台 1	, 187, 200円					1台 <u>1</u>	, 155, 000円	
			遊技機	(マイクロ	財団法人保安				遊技機	(マイクロ	一般財団法人
			プロセッ	ッサーを内	電子通信技術				プロセ	ッサーを内	保安通信協会
			蔵しない	もの)	協会				蔵しない	いもの)	
			1台	343,200円					1台	489,000円	
(4) じゃ	ん球遊技機 [[略]	遊技機	(マイクロ	財団法人保安	(4)	じゃん球遊技機	[略]	遊技機	(マイクロ	一般財団法人
			プロセッ	ッサーを内	電子通信技術				プロセ	ッサーを内	保安通信協会
			蔵するも	,の)	協会				蔵するも	5の)	
			1台 1	, 186, 200円					1台 <u>1</u>	, 154, 000円	
			遊技機	(マイクロ	財団法人保安				遊技機	(マイクロ	一般財団法人
			プロセッ	ッサーを内	電子通信技術				プロセ	ッサーを内	保安通信協会
			蔵しない	(もの)	<u>協会</u>				蔵しない	いもの)	
			1台	342,200円					1台	488,000円	

13 法第20条第10項 <u>の遊</u>	[略]	遊技機	
<u>技機</u> において準用する		1台 3,400円	
法第9条第1項の承認		(承認を受けよう	
		とする遊技機に <u>認</u>	
		定を受けない遊技	
		<u>機</u> があるときは、	
		3,400円に、認定を	
		受けた遊技機以外	
		<u>の遊技機</u> 1台ごと	
		に知事が別に定め	
		る額を加算した額	
)	
[略]			

備考1・2 [略]

3 遊技機の認定を受けようとする者が同時に他の遊技機について 認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る認定の 手数料の額は、<u>それぞれ</u>9の項の金額の欄に定める額から知事が 別に定める額を減じた額とする。

4 遊技機試験を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊

13 法第20条第10項にお	[略]	2,400円	
いて準用する法第9条			
第1項の承認		(承認を受けよう	
		とする遊技機に <u>未</u>	
		認定遊技機がある	
		ときは、 <u>5,200円</u>	
		(特定未認定遊技	
		機がある場合にあ	
		<u>っては、8,000円</u>	
		に当該特定未認定	
		遊技機の型式の数	
		を 2,400 円 に 乗 じ	
		て得た額を加算し	
		た額) に、未認定	
		<u>遊技機</u> 1台ごとに	
		知事が別に定める	
		額を加算した額)	
「略」			

備考1・2 [略]

- 3 遊技機の認定を受けようとする者が同時に<u>当該認定に係る遊技機と同一の型式の</u>他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る認定の手数料の額は、9の項の金額の欄の規定にかかわらず、同項の(1)の場合にあっては零円とし、同項の(2)の場合にあっては40円とし、同項の(3)の場合にあってはそれぞれ同項の(3)の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。
- 4 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る

技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機試験の手数料の額は、それぞれ11の項の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

遊技機と同一の型式の他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機試験の手数料の額は、それぞれ11の項の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。